

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202301097 令和6年2月22日(北海道) 令和6年3月12日	石油ストーブ(密閉式)	FFR-562SX-S1	サンボット株式会社(現 株式会社社長府製作所)	(火災) 当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用中、近隣住民が火災報知器の鳴動及び発煙に気付いた。 ○当該製品左側前面には洗濯物干しスタンドが転倒し、正面には洗濯ピンチハンガーが落下していた。 ○当該製品は、全体的に焼損が著しく、樹脂部は焼失しており、前面ガードに異物が付着していたが、特定することはできなかった。 ○燃焼室内及びバーナー部にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○放熱器内及び排気管内にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電磁ポンプ及び定油面器は原形をとどめており、出火の痕跡は認められなかった。 ○ゴム製送油管は、定油面器の接続口部分で焼失していた。 ○取扱説明書には、「衣服の乾燥には使用しない。」「燃えやすいものを近づけない。」「旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
2	A202400009 令和6年3月23日(愛知県) 令和6年4月3日	ガスこんろ(都市ガス用)	DW32Q6WT	株式会社ハーマン	(火災) 当該製品を使用中、爆発音がしたため確認すると、当該製品の周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外観及び内部に焼損は認められなかった。 ○当該製品及び当該製品に接続されたガス配管にガス漏れは認められなかった。 ○当該製品は、正常に点火し、燃焼状態に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しないと推定される。 	
3	A202400231 令和6年4月22日(北海道) 令和6年6月13日	石油ストーブ(開放式)	SX-E2917WY	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用中、当該製品下方から火が出ている状態が確認された。 ○当該製品の左側面及び背面の焼損が著しく、樹脂部品は焼失していた。 ○燃焼筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクは全体が焼損していたが、変形はなく、口金の締め付けに不具合は認められなかった。 ○油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。 ○置台に局所的な焼損は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
4	A202400361 令和6年6月17日(東京都) 令和6年7月18日	ガストーチ	RZ-820S	新富士バーナー株式会社	(火災) ガスこんろで調理中、当該製品が落下し、衝撃で外れたガスボンベから漏れたガスに引火し、周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○ガスこんろで調理中、当該製品と接触して落下し、カセットボンベの接続部がずれてカセットボンベからガスが漏れ出し始めたため、再度取り付けていたところ、カセットボンベの接続部から当該製品が外れた瞬間にカセットボンベから火炎が発生した。 ○当該製品の接続部に、破断したカセットボンベの接続部の先端がはまり込んでいた。 ○当該製品は、新品のカセットボンベに取り付けたところ、ガス漏れはなく、正常に燃焼した。 ○取扱説明書には、「(取り付け時に)強く締め過ぎると本体の破損、カセットボンベの先端部が破損又は変形し、ガス漏れやガスが出にくくなることもある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、正常に燃焼し、ガス漏れは認められないことから、カセットボンベに接続された状態で落下したことで、カセットボンベの接続部に亀裂が生じ、漏れ出したガスがこんろの火に引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	(A202400531と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A202400531 令和6年6月17日(東京都) 令和6年8月30日	カセットボンベ	RZ-850	新富士バーナー株式会社	(火災) ガスこんろで調理中、当該製品を取り付けたガストーチが接触により落下し、衝撃で外れたカセットボンベから漏れたガスに引火して、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○ガスこんろで調理中、ガストーチと接触して落下し、当該製品との接続部がずれてガスが漏れ出し始めたため、再度取り付けていたところ、当該製品の接続部からガストーチが外れた瞬間に当該製品から火炎が発生した。 ○ガストーチに同等品を取り付けたところ、ガス漏れはなく、正常に燃焼した。 ○当該製品の接続部の先端が破断しており、ガストーチの接続部にはまり込んでいた。 ●当該製品は、ガストーチに接続された状態で落下したことで、当該製品の接続部に亀裂が生じ、当該製品から漏れ出したガスがこんろの火に引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「カセットボンベに強い衝撃を与えない、落下させない」旨、記載されている。	(A202400361と同一事故)
6	A202400712 令和6年9月30日(滋賀県) 令和6年10月10日	屋外式(RF式)ガス給湯器(都市ガス用)	GK-1621K	株式会社長府製作所	(火災) 建物3棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者は、引越した当日にシャワーを浴びようとして当該製品の電源を入れたつもりであったが、誤ってガスふろがまの電源を入れ、10分ほどシャワーを浴びていたところ、窓の外に炎が見えたとのこと。 ○当該製品には、下方から上方に向けて焼損が認められた。 ○燃焼ファン及び内部部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○バーナー及び熱交換器に著しいすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の下部にあるガス接続部は、フレキ管との接続部の部品が溶融しており、フレキ管が外れていた。 ○当該製品の斜め下方に設置されたガスふろがまが焼損していた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400711と同一事故)
7	A202401103 令和6年12月22日(東京都) 令和7年2月4日	石油温風暖房機(開放式)	FW-3040S	ダイニチ工業株式会社	(火災、軽傷1名) 建物1棟を全焼、5棟を類焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	○当該製品を使用中、火力が弱くなっていたことからカートリッジタンクを持ち上げたところ、燃料が少なかったため、給油後、カートリッジタンクを本体に戻そうとしたところ、給油口の口金を外れ、当該製品に灯油がかかり、引火した。 ○当該製品は、20年以上前に製造された製品で、給油時自動消火装置が搭載されていなかった。 ○当該製品の外観は、全体的に焼損が著しく、上面及び前面に変形が認められ、樹脂製部品が焼失していた。 ○燃焼室の内部及びバーナーに著しいすすの付着はなく、異常燃焼した痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクの給油口の口金は、油受皿の内部に脱落していたが、変形等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、給油後のカートリッジタンクが本体に戻される際に口金を外れたため、灯油がこぼれ、当該製品に引火して火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には火災のおそれがあることから、「口金は確実に閉める。口金を外れて火災のおそれがある。」、「給油は、必ず消火してから行う。火災のおそれがある。」旨、記載されている。	
8	A202401104 令和7年1月18日(兵庫県) 令和7年2月4日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-1637WS	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○一般住宅2階の外壁に設置されている当該製品の排気口から炎が出ているのを通行人が発見した。 ○当該製品は、都市ガス(12A、13A)用の屋外設置式ガス瞬間湯沸器であり、事故発生場所はLPガスが供給されていたため、ガス種不適合の状態で使用されていた。 ○当該製品は、メインバーナーに炎口閉塞等の異常は認められなかったが、バーナー炎口から熱交換器まで大量のすすが付着しており、熱交換器のフィンが閉塞していた。 ○制御基板、燃焼ファン及び送風口などに出火の痕跡等の異常は認められなかった。 ○ノズル及び一次空気口にすすの付着は認められなかった。 ○エラー履歴には、燃焼異常(バーナーの立ち消え)のエラー「90」が記録されていた。 ○当該製品を設置した事業者は不明であった。 ○工事説明書には、「銘板表示のガスの種類で使用する。表示以外のガスを使用すると、不完全燃焼や爆発着火の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、都市ガス用であったが、LPガスが供給された住宅に設置使用されていたため、不完全燃焼が生じて熱交換器のフィンがすすで閉塞し、給気不足となったことで発生した未燃ガスが排気口付近で着火し炎が出たものと推定される。	
9	A202401126 令和7年1月※日不明(東京都) 令和7年2月13日	石油ストーブ(開放式)	SX-E210Y	株式会社コロナ	(火災) 当該製品の上に鍋を置いた状態で当該製品を使用し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の上に食材を入れた鍋を置いた状態で当該製品を使用中、しばらくしたところ、当該製品から出火していたとの申出内容であった。 ○当該製品は、全体が焼損して樹脂製部品は焼失していたが、ガードや天板に付着物は認められなかった。 ○当該型式品はリコール対象製品で、カートリッジタンクはリコール未対策品であったが、給油口の蓋は閉まった状態であった。 ○しんは消火位置に下がっていた。 ○燃焼筒は、ガラス外筒、内筒、中筒及び触媒にすすの付着が認められた。 ○しん案内筒側にすすの付着があり、しん案内筒下の給気口と置台との隙間に丸い木片があり、木片のしん案内筒側が置台側よりも炭化していた。 ○油受皿底面全体にすすの付着が認められたが、油受皿に穴空き等の油漏れの痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に油漏れの痕跡は認められず、しん案内筒下と置台との隙間で認められた木片により給気口が塞がれたため、吹き返し現象が発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
10	A202401154 令和7年1月22日(奈良県) 令和7年2月20日	石油こんろ	KT-1613	株式会社コロナ	(火災) 発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品を点火し、当該製品の上に裏がスリットの入った金属板である餅焼き用の網を置き、その上にアルミ製のやかんを置いて湯を沸かし、やかんに湯が残った状態で外出したところ、隣人が使用者宅の異常に気付いて消防へ通報した。 ○当該製品は、外郭全体が焼損しており、背面側の外側に赤色に変色し周辺の塗膜が亀甲状に割れており、しん上下つまみ、取っ手等の樹脂が焼失していた。 ○やかんは、側面が溶融して大きな穴が空いており、餅焼き網は、高温にさらされたことによる変色が認められた。 ○天板の裏側、反射板の裏側、内炎筒と外炎筒の間にすずの付着が認められた。 ○しんは、先端にタールの付着はなく、先端が基準面から+2mmの位置であり、燃焼の位置であった。 ○燃料を確認したところ、ガソリン臭は認められず、無色透明であり、正常な灯油であると判断された。 ○固定タンクに油漏れの痕跡は認められず、中央部のしん案内筒内部にすずの付着はなく、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「空だき厳禁」の旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
11	A202401165 令和7年2月7日(北海道) 令和7年2月26日	石油ストーブ(半密閉式)	SF-115TD	サンポット株式会社(現 株式会社長府製作所)	(火災) 当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用中に火が消えたため、点火操作を繰り返したところ、異音が生じたため当該製品上部のふたが飛び、出火した。 ○当該製品の外観は、本体右側面下部が焼損して、背面全体にすずが付着していた。 ○燃焼用送風機は焼損が著しく、ファン内部にはほこり等が堆積して焼損していた。 ○ボット底面側、架台のボット取付部等の給気経路にすずが付着していた。 ○基板、内部配線、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○設置者不明の煙突のトップは、隣接する建物の屋根より低い位置にあった。 ○取扱説明書には、「煙突トップは付近の最も高いものより60cm以上高い位置に設置する。」旨、記載されている。 ●事故発生以前の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、煙突の設置状況やほこりの堆積によって燃焼不良となったため、未燃灯油が生成されて異常燃焼したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
12	A202401167 令和7年2月13日(兵庫県) 令和7年2月26日	石油ストーブ(開放式)	RCA-883	株式会社トヨミ	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○集合住宅が全焼して使用者が死亡し、火元とみられる使用者の部屋から当該製品が発見された。 ○当該製品は、全体が著しく焼損しており、天板が前方に傾いて正面の中央部が内側に大きく変形していた。 ○燃焼筒は、内炎筒の外側及び外炎筒の内側にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクは、口金が確実に締まった状態で本体に格納されており、腐食や油漏れの痕跡は認められなかった。 ○油受皿に腐食はなく、油漏れの痕跡は認められなかった。 ○しんは、先端にタールの付着はなく、形状にも異常は認められなかったが、側面のガイドピンが焼損して脱落していたため、通常の消火位置よりも下がっていた。 ○置台に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼や油漏れの痕跡等は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
13	A202401196 令和7年2月19日(愛知県) 令和7年3月4日	開放式ガス温風暖房機(都市ガス用)	GFH-2403S	株式会社ノーリツ	(火災、軽傷1名) 発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品を使用中にその場を離れ、戻ったところ「シュー」という音がしたため確認すると、炎に包まれた。 ○事故が発生した部屋の中は物が散乱した状態で、当該製品は束ねた新聞紙の上に置かれ、吹出口の近くにはスプレー缶があった。 ○当該製品は、金属製外郭の左側面の焼損が著しく、天面にある樹脂製操作パネル、背面にある給気フィルターの樹脂製枠の一部及び樹脂製底板の一部が溶融していた。 ○本体内部のメイン基板、操作基板、ファンモーター等、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○ガス接続口から元電磁弁までにガス漏れは認められなかった。 ○燃焼室に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは途中で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ○ガスホースは当該製品に接続された迅速継手の一部とガスホースが著しく焼損し、ガスホースの途中部分は一部断裂していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
14	A202401218 令和7年2月20日(滋賀県) 令和7年3月7日	石油ストーブ(開放式)	KCP-2215Y	株式会社コロナ	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅1棟が全焼して使用者が死亡する火災が発生し、事故発生場所から当該製品及び別の石油ストーブが発見された。 ○当該製品は、全体が著しく焼損して大きく変形していたが、異物が付着した痕跡やすずの付着は認められなかった。 ○カートリッジタンクに変形や腐食等による油漏れの痕跡は認められず、油受皿に腐食等による油漏れの痕跡は認められなかった。 ○外炎筒内部及び内炎筒外部にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しんは、燃焼位置にあり、しん案内筒に固着していた。 ○置台は、焼損が著しいため吹き返し現象の痕跡は確認できなかったが、燃焼筒下方の給気部にすずの付着が認められないことから、吹き返し現象はなかったものと推察された。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出力に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	(A202500170と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A202401285 令和7年3月20日(岡山県) 令和7年3月27日	開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	PH-5BN	株式会社パロマ	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○発見時、当該製品の左下付近から2cm程度の炎が出ていた。 ○当該製品の外観は、左下のガス接続口周辺が焼損していた。 ○内部は、ガス接続口周辺以外に焼損等の異常は認められなかった。 ○気密検査を行った結果、ガス接続口とガス配管の接続部に漏えいが認められた。 ○ガス接続部のねじ山において締め付け痕は2山程度にしか認められなかった。 ○当該製品は、事故発生前日に設置されていた。 ●当該製品は、ガス接続口とガス配管が適切に接続されていなかったため、ガス漏れが生じたものと推定される。 	
16	A202500011 令和6年11月18日(愛知県) 令和7年4月3日	ガス給湯付ふろがま(LPガス用)	GU-10C3D	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、トタン波板で覆われた場所に設置されており、周囲には大量の可燃ごみが置かれていた。 ○当該製品は、10年以上前から故障してふろがま給湯機能も使用できなかった。 ○当該製品は電気とガスが接続された状態であり、金属製外郭が焼損していたが、内部の焼損はわずかで、内部部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コード及びケーブルは被覆が焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
17	A202500042 令和7年3月9日(愛知県) 令和7年4月16日	石油ストーブ(開放式)	RX-2216Y	株式会社コロナ	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、建物1棟を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴中に寒かったため、脱衣所に置かれていた当該製品を点火し、再び浴室に戻って約5分後、異音が生じたため確認すると、当該製品が炎上していたとの申出内容であった。 ○当該製品は、外観に変形はなかったが、全体が焼損してさびが認められた。 ○燃焼筒は、内部にすすの付着はほとんどなく、燃焼筒の位置ずれ等による異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しんは、上部のガラス繊維が最大燃焼位置付近に残存し、下部のフェルト部分は焼失していた。 ○カートリッジタンクは、本体に装着された状態で焼損しており、蓋は閉まっていた。 ○油受皿は、底面が黒くすすけていたが油漏れはなく、しん案内筒内部にすすの付着は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
18	A202500120 令和7年4月27日(宮城県) 令和7年5月14日	石油給湯機付ふろがま	FR-31GN	タカラスタンダード株式会社	(火災) 当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用中、お湯が水に変わったため、リモコンのスイッチを4回ほど入れ直したところ、屋外から異音が聞こえたので確認すると、当該製品から炎が上がっていた。 ○事故発生以前より当該製品の排気口から多量の黒煙が噴出していたことを認識しながら継続使用していた。 ○当該製品の外観及び内部は全体的に焼損していた。 ○バーナー部は、ノズル周辺にすすの付着が認められた。 ○熱交換器及びサイレンサーには、すすが大量に堆積していた。 ○制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○送油経路に油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、排気口から黒煙が噴出していたことが認識されながらそのまま使用が継続されたため、不完全燃焼によってたまった未燃灯油に引火したものと推定される。 	
19	A202500170 令和7年2月20日(滋賀県) 令和7年5月29日	石油ストーブ(開放式)	KCP-E2918WY	株式会社コロナ	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅1棟が全焼して使用者が死亡する火災が発生し、事故発生場所から当該製品及び別の石油ストーブが発見された。 ○当該製品は、全体が著しく焼損して大きく変形していたが、すすの付着は認められなかった。 ○ガードは、向かって右下の位置に異物の付着が認められた。 ○カートリッジタンクに変形や腐食等による油漏れの痕跡は認められず、油受皿に腐食等による油漏れの痕跡は認められなかった。 ○外炎筒内部及び内炎筒外部にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しんは、燃焼位置にあり、しん案内筒に固着していた。 ○置台は、焼損が著しいため吹き返し現象の痕跡は確認できなかったが、燃焼筒下方の給気部にすすの付着が認められないことから、吹き返し現象はなかったものと推察された。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	(A202401218と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
20	A202500284 令和7年6月29日(香川県) 令和7年7月4日	ガストーチ	CB-TC- CKWH(岩谷産 業株式会社ブ ランド)	株式会社旭製作所 (岩谷産業株式会 社ブランド)	(火災) 飲食店で当該製品を使用 中、当該製品とカセットボ ンベの接続部分から出火 し、当該製品を焼損する 火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の点火レバーを握ったが点火しなかったため、再度握ったところ、手元付近から火が出た。 ○当該製品は、カセットボンベがフランジ面から約10° 傾いた状態で装着され、樹脂製外郭外側が焼損していたが、内部に焼損等の異常は認められなかった。 ○装着されていたカセットボンベに変形、傷及び焼損等の異常は認められなかった。 ○同じ型式のカセットボンベを当該製品へ正常に装着して水没試験を行った結果、ガス漏れは認められなかった。 ○当該製品のカセットボンベ接合部のOリング内径寸法を確認した結果、異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、カセットボンベの取り付け方が図示されており、装着する際に「カセットボンベを傾けない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1					

該当なし

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202200553 令和4年9月20日(愛知県) 令和4年10月18日	ACアダプター	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は本体とDCコードでつながる2口USB出力ポートで構成され、USB出力ポートにはUSBケーブルとスマートウォッチ用充電台が接続され、本体のサービスコンセントには他社製充電器が接続されていたが、いずれも負荷側に製品は接続されていなかった。 ○当該製品の本体は、樹脂製外郭の側面が焼損し、内部の制御基板の一部が露出していたが、栓刃及び刃受金具に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板は、樹脂製外郭の焼損が強い位置で電気部品の一部が脱落していたが、確認できた部品に出火の痕跡はなく、基材に局所的な焼損は認められなかった。 ○USB出力ポートは樹脂製外郭が焼損していたが、USB端子に熔融痕等の出火の痕跡はなく、DCコード芯線にも熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた、USBケーブル、スマートウォッチ用充電台及び他社製充電器は焼損していたが、確認できた電気部品に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
2	A202200868 令和4年12月21日(三重県) 令和5年1月27日	バッテリー(リチウムポリマー、電動リール用)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、ACアダプターとともに譲り受けた製品であった。 ○当該製品は、全体的に焼損しており、アルミ製外郭にさすが付着していた。 ○内蔵された3個のリチウムポリマー電池セルは、いずれも著しく焼損していた。 ○LED基板及び充放電制御基板は焼損していたが、基材に欠損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品付属のACアダプターの出力電圧12.6Vに対し、事故発生時に使用されていた同事業者製の別型式バッテリー用ACアダプターの出力電圧は16.8Vであり、付属品よりも高い値であった。 ○取扱説明書には、「専用充電器以外で充電しない。液漏れ、発熱、破裂の恐れがある。」旨、記載されているが、当該製品を譲り受けた際に取扱説明書が提供されたか否かは不明であった。 ●当該製品は、出力電圧の高いACアダプターを接続して充電されたため、内蔵のリチウムポリマー電池セルが過充電となって異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
3	A202300461 令和5年7月25日(東京都) 令和5年8月30日	コーヒーメーカー	(重傷1名) 当該製品のガラス容器を洗浄中、ガラス容器が割れ、右指を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のガラス容器は、口部の一部が半円状に破断していた。 ○破断面の観察から、内側の縁近傍に破損の起点が認められ、破断面は起点から下方に伸展していた。 ○口部内側の起点付近には、縁と平行に破損起点を横断する擦り傷が線状に認められた。 ○ひずみ検査器による観察で、残留熱ひずみは認められなかった。 ○当該型式品のガラス容器は全数、製造後及び梱包前に外観検査を行い、破損、ひび及び変形の有無等を確認している。 ○当該型式品は、ガラス容器に樹脂製の蓋を載せた状態で、コーヒーメーカー本体とともに緩衝材で固定され、箱に梱包されている。 ○取扱説明書には、「ガラス容器を傷つけない(金属製、ナイロン製のたわし、みがき粉のお手入れを含む。)、無理な力をかけたり、硬いものにぶつけない。破損やけがの原因になる。割れや欠けが発生したらすぐに使用を中止する。」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のガラス容器は、製造後及び梱包前に外観検査が行われ、梱包時は緩衝材で固定されており、搬送中にガラス容器を傷つける部品は確認されなかったことから、使用に伴う傷が応力等によって伸展し、洗浄中に破損したものと考えられ、製品に起因しないものと推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A202300590 令和5年9月22日(福岡県) 令和5年10月3日	水槽用ウォータークーラー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生場所において、キャビネットの天板上に海水の入った水槽が設置されており、その横の床面に当該製品が置かれていた。 ○当該製品は外観上、樹脂製外郭に溶融や焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の内部において、サービスコンセント部の内部に焼損が認められ、刃受金具の両極に緑青が付着し、溶融痕が認められた。 ○本体外郭、サービスコンセント等に塩の結晶と推定される物質の付着が認められた。 ○圧縮機、ファンモーター等、その他の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、近傍に設置されていた水槽の海水がサービスコンセントの内部に浸入したため、トラッキング現象が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「本体に水がかからないように注意する。」旨、記載されている。</p>	
5	A202300812 令和5年10月19日(岡山県) 令和5年12月19日	電気炊飯器	(火災) 当該製品を延長コードに接続して使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、電源コードの電源プラグ側のコードプロテクター端部のみ焼損していた。 ○焼損したコードプロテクター端部は、芯線が断線しており、溶融痕が認められた。 ○当該製品は販売終了から15年以上経過していた。 ○当該製品の周辺に起火源となりうる物はなかった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、電源プラグのコードプロテクター部分に外力が繰り返し加わったため、芯線が断線してスパークが発生し焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
6	A202300815 令和5年12月8日(沖縄県) 令和5年12月20日	照明器具	(火災) 当該製品を使用中、発煙したためプレーカーを落としたところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は外観上、焼損していなかったものの、内部に焼損が認められた。 ○内部の電源基板が焼損しており、銅箔パターン面に小動物(ヤモリ)の死骸が認められた。 ○電源基板の銅箔パターン面上には異極間短絡が認められた。 ○LED基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内部に小動物が侵入して電源基板上で短絡が生じ、基板が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A202300859 令和5年11月6日(東京都) 令和5年12月28日	オーブントースター	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の庫内の食品を焼損し、庫内を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品のヒーター切替スイッチを「強」、タイマーを10分以上に設定してチーズトーストを焼き始めてその場を離れ、その後「チン」という音を聞き、庫内のチーズトーストからの炎を目撃したとの申出内容であった。 ○当該製品は、庫内の壁面に食品かすや脂肪分等の付着が認められた。 ○当該製品の電気部品に出火の痕跡がなく、またヒーターの消費電力、サーモタイマー、サーモスタット等の作動に異常が認められなかった。 ○同等品による試験で、ヒーター切替スイッチが「強」、加熱時間が4分で食パンが黒く変色した。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、加熱中のチーズトーストから炎が上がっていたことから、使用者がチーズトーストを長時間加熱したため、過加熱となって出火したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「使用中は、調理物のように注意して本体から離れない。」、「食パンの調理時間の目安は2分から2分半である。バターやジャムを塗ったパンを必要以上に焼かない。パンが発火するおそれがある。」旨、記載されている。</p>	
8	A202300868 令和5年12月25日(山形県) 令和6年1月5日	照明器具(天井埋込式)	(火災) 当該製品から発煙する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の端子台の樹脂部に著しい焼損が認められた。 ○端子台内部の端子台金具に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○その他のLED素子及び基板に、焼損は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
9	A202300869 令和5年12月24日(北海道) 令和6年1月5日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品の電源プラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品(3口タップ)には、消費電力1,300Wのオイルヒーター(キャスター付き)と、3口マルチタップを介して消費電力27Wの携帯電話用充電器が接続されていた。 ○当該製品の電源プラグ及びこれを接続していた壁コンセントが焼損していた。 ○当該製品は、可動式プラグの栓刃部分の樹脂が焼失し、栓刃は両極とも焼損しており、一方の栓刃は脱落していた。 ○脱落した栓刃とリベットカシメ部にすき間が認められ、同金具は可動部近傍で溶断し、断面に熔融痕が認められた。 ○壁コンセント、当該製品の電源コード、マルチタップ等に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のマルチタップは、コードプロテクター付近の嵌合部が浮き上がっていた。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の可動式電源プラグ部に外力が加わったため、栓刃可動部が緩み接触不良が生じ、異常発熱して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A202300905 令和5年9月30日(北海道) 令和6年1月17日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、身体が前方に投げ出され転倒、右肩を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の前泥よけは、前輪が前進する回転方向へステーが左右共にくの字に変形し、泥よけ本体の一部が前輪タイヤに接触する形で変形していた。 ○前輪スポークのうち1本のみが、前進する回転方向とは逆方向のくの字に変形していた。 ○前泥よけステー及び前輪スポークの変形箇所は、製品側面から見て一直線上に並んでおり、走行中の前輪に棒状の異物が挟み込まれて生じた様子であった。 ○前ブレーキの引き代やブレーキシューとリム間のクリアランスに調整不良等の異常は認められず、また前輪リムに異常な振れは認められなかった。 ○電動アシスト機能のモーターは正常に動作した。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、前輪スポークと前泥よけステーに異物が挟み込まれ、前輪がロックして転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
11	A202300995 令和6年1月25日(熊本県) 令和6年2月8日	乳幼児用リクライニング椅子	(死亡1名) 乳児(0歳)が当該製品を使用中、死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児は、当該製品に仰向けで、顔面が青ざめ息をしていない状態で発見された。 ○乳児に異常が認められるまでの2時間、当該製品に乗せられた乳児の詳細な状況は不明であった。 ○当該製品の両脚フレームに損傷はなく、安定性は保たれていた。 ○取扱説明書には、「連続使用時間は1時間以内とする。」「子供を座らせたまま本体から離れない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
12	A202400091 令和6年4月15日(埼玉県) 令和6年4月30日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、段差で転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品で走行中、車道から歩道に進入したところ、車道と歩道の間にある段差で左側へ転倒した。 ○事故発生後、当該製品の後輪が外れていたが、後輪が外れたために転倒したのか、転倒後に後輪が外れたのかは不明との申出内容であった。また、事故発生後に販売店で後輪を再組み付けしたところ、走行性に異常は認められなかったとの申出内容であった。 ○当該製品の販売前の点検記録を確認したところ、車輪の固定に関する点検が実施されていた。 ○当該製品のクイックリリースの部品及びフレームに変形は認められなかった。 ○取扱説明書には乗車前の日常点検として、「自転車を持ち上げて車輪を上から強くたたいて、ズレやガタつきがないか確認する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A202400095 令和6年4月15日(東京都) 令和6年4月30日	フライパン	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品が床に落下し、お湯が足にかかり、転倒、両足を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の底面は傷が多く、同等品と比較して1.5mm反りが大きかった。 ○当該製品及び同等品を用いてEN12983-1「調理器具—ストーブ、炊飯器、またはホブの上で使用する家庭料理—一般的な要件」に基づき平面に静置させた状態で持ち手側に15度傾斜したところ、いずれも転倒しなかった。 ○JIS S 2010「アルミニウム製加熱調理器具」8.3.2 a)に基づき当該製品及び同等品を満水にした状態で持ち手側に15度傾斜したところ、いずれも転倒しなかった。 ○使用者宅のガスこんろ及び当該製品を用いて再現試験を実施したところ、食材及び水を当該製品の約8分目まで入れた状態で沸騰させた後、当該製品をごとくの中央部に置いた場合は静止していたが、ごとくの手前側に置いた場合は手前側にずれ動くことが確認された。 ○取扱説明書には「ガスこんろの種類、形状によっては、こんろ上で傾いたり、場合によっては落下し、火傷する恐れがあるため、こんろの上での安定を確認した上で使用する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
14	A202400524 令和6年8月8日(埼玉県) 令和6年8月29日	LEDランプ(電球型)	(火災) 体育館で当該製品を使用中、発煙したため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、事故発生日の6か月前に、電気工事業者によってHIDランプ用照明器具に取り付けられた。 ○当該製品の口金及びHID用照明器具側ソケットが焼損、溶融していた。 ○当該製品は口金部と電球部が焼損により基板を含め分裂した状態で、口金内部の樹脂が焼損していた。 ○基板は、電解コンデンサー、フィルムコンデンサー等が実装された周囲の電源入力側の基材が焼損して欠損していた。 ●当該製品は、HID用照明器具に取り付けられたため、HID用安定器から当該製品の基板に過電圧が加わり、内部の電子部品が異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。 なお、当該製品の個装箱には、「HIDランプ用器具には使用できない。」旨、記載されている。 	
15	A202400527 令和6年8月20日(千葉県) 令和6年8月29日	接続箱(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は雨よけのない外壁に設置されていた。 ○当該製品の樹脂製外郭は、前面の蓋の内側一面にすずが付着して下端部が一部焼損し、外壁に開けた穴から配線を引き込んでいた背面側は下側を中心に半分程度焼失していた。 ○太陽光パネルからの配線を接続していた端子台の一部が焼失し、残存する端子金具には著しいさびが認められ、端子台付近の内部配線には複数箇所断線及び溶融痕が認められた。 ○当該製品の内部上部に設置されていた開閉器に著しい焼損は認められなかった。 ○当該製品の背面外周部にはシーリング材が塗布されていなかった。 ●当該製品は、設置施工時に防水処理を施さなかったため、内部に水分が浸入し、端子間でトラッキング現象が発生して、焼損したものと推定される。 なお、施工説明書には、「屋外設置の場合、軒下等直接雨がかからない場所に設置し、背面外周部全周及び固定用穴部に屋外用のシーリング材を塗布する等、防水処理する。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A202400528 令和6年8月19日(神奈川県) 令和6年8月30日	ノートパソコン	(火災) 作業場で非純正品のバッテリー(リチウムイオン、ノートパソコン用)に交換した当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○中古パソコン販売事業者の作業員が当該製品のバッテリーを事業者等が不明の非純正品バッテリーに交換後、充電を実施していたところ出火した。 ○当該製品は外観上、バッテリーが内蔵されていた箇所の樹脂製外郭が一部焼損していた。 ○バッテリーに内蔵されていたリチウムイオン電池セル4個のうち2個が著しく焼損していた。 ○バッテリーは、電気部品の構成等が純正品バッテリーと異なっていた。 ○内部のメイン基板、冷却ファン等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、使用者がバッテリーの取り外しや交換ができない構造の製品であった。 ●当該製品は、電気部品に出火の痕跡は認められないことから、中古品販売事業者が交換して搭載させた事業者名等不明の非純正品バッテリーから出火して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
17	A202400579 令和6年8月20日(福岡県) 令和6年9月9日	介護ベッド	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、腰を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の背上げ動作中に負傷した。 ○当該製品は、手元スイッチのボタンを押している間のみ動作し、離すと停止する仕様であった。 ○当該製品の動作は正常で、フレームに変形等の異常は認められなかった。 ○当該型式品は、JIS T 9254「在宅用電動介護用ベッド」の認証を受けている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
18	A202400603 令和6年7月3日(奈良県) 令和6年9月12日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品に乗車中、路面の窪みでバランスを崩して転倒し、負傷したとのことであった。なお、前バスケットに荷物は載せていなかった。 ○当該製品は、前バスケットの左右側面、右ペダル及び後キャリア右側面に擦過痕が認められ、サドルが右に傾いていた。 ○ハンドルの引上げ棒は、締付トルクが基準値を満たしており、停止状態におけるハンドル動作にも異常は認められず、前ホークの下玉押しに圧痕等の異常は認められなかった。 ○前輪ハブナットの締付トルクは、左右共に基準値を満たしていた。 ○タイヤの空気圧は前後共に指定範囲内であり、前輪の横振れ及び縦振れは、いずれもJISの基準値を満たしていた。 ○フレームに歪みは認められなかった。 ○ハンドルポストとシートポストの高さ及びサドルの前後固定位置は、いずれも正常範囲内であり、平坦路、上り坂及び下り坂で直進、蛇行、急停止及び急加速を行ったところ、ハンドルにふらつきは認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A202400640 令和6年8月※ 日不明(静岡県) 令和6年9月25 日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、 前輪が外れ、転倒 し、顔面を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品で走行中、歩道の段差を乗り越えた際に前輪が外れ、転倒した。 ○当該製品の前ホークの爪部が左右ともに著しく摩耗していた。 ○当該製品の前ホークの脱輪防止溝の端部が著しく摩耗していた。 ○クイックリリースの締付け解除操作力を測定したところ、JIS D 9304「スポーツ専用自転車」4, 5, 2クイックリリース装置d)で規定される固定位置からの締付け解除操作力を満たしていた。 ○取扱説明書には、「クイックレバーの固定不足は車輪が外れる可能性があるので非常に危険である。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に車輪の外れに至る異常は認められないことから、前輪のクイックリリースレバーの固定が不十分な状態であったことで前輪が外れて転倒した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
20	A202400643 令和6年7月12 日(神奈川県) 令和6年9月25 日	ノートパソコン	(火災) 学校で当該製品にA Cアダプターを接続し たところ、当該製品の アダプターを焼損す る火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に付属のACアダプターを接続して充電していたが、充電されていないことに気が付き、確認したところ、ACアダプターのUSBプラグ内部が焼損していた。 ○ACアダプターのUSBプラグ内部の電源ピンから金属製外郭に向かって焼損が認められたが、ピンに変形や折損等の異常は認められなかった。 ○当該製品本体及びACアダプターのその他の部分に焼損等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
21	A202400655 令和6年9月10 日(埼玉県) 令和6年9月30 日	ヘアドライヤー	(火災、軽傷1名) 子供(9歳)が当該製 品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損す る火災が発生し、母 親が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用中、電源コードの本体側コードプロテクター部付近から火花が出た。 ○当該製品は、プロテクター部近傍で電源コードが断線し、断線部の芯線には溶融痕が認められた。 ○当該製品の内部及び電源コードとの接続コネクタールに出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたり、引っ張ったりしない。火災や火傷の原因となる。」旨、記載されている。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源コードの溶融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A202400664 令和6年9月11日(神奈川県) 令和6年10月1日	ノートパソコン	(火災) 当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品とUSBケーブルの接続部を熔融し、周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のUSBコネクタ周辺及び接続していた他社製USBケーブルに熔融、変形及び焼損が認められた。 ○当該製品のUSBコネクタ内部に異物が認められ、焼損していた。 ○当該製品のその他の電気部品、他社製ACアダプター及びUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
23	A202400704 令和6年9月24日(東京都) 令和6年10月8日	ヘッドライヤー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部から火花が生じ、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用中、当該製品の電源コードの付け根部分から火花が出た。 ○電源コードの本体側プロテクターの端部で芯線が断線し、断線部に熔融痕が認められた。 ○当該製品は電源コードの断線部以外に焼損は認められなかった。 ○取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったりしない。火災や感電、ショート、やけどの原因となる。」「収納時に電源コードを本体に巻き付けけない。電源コードに負荷がかかり断線し、感電やショートの原因となる。」旨、記載されている。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、電源コードの本体側プロテクター端部に過度な応力が繰り返し加わったため、電源コードの芯線が断線し、スパークが生じて焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
24	A202400745 令和6年9月26日(神奈川県) 令和6年10月18日	ノートパソコン	(火災) 学校で当該製品を充電中、当該製品のACアダプターのプラグ部を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、ACアダプターのUSBプラグの電源ピン周辺が焼損していた。 ○ACアダプターのUSBプラグのピンに変形や折損等の異常は認められなかったが、電源ピンと隣接する信号ピンの間に熔融痕が認められた。 ○当該製品本体及びACアダプター本体部に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A202400750 令和6年9月11日(東京都) 令和6年10月22日	ACアダプター	(火災) 当該製品と充電ケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、USBコネクタ一部周辺の樹脂製外郭が焼損、溶融していた。 ○当該製品は出力用のUSBコネクタを2つ有しており、そのうちの1つに他社製USBケーブルが接続されていたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○もう一方のUSBコネクタは、内部端子のピンが著しく変形して金属製外郭と接触しており、接触箇所には過熱によるとみられる変色が認められた。 ○当該製品内部の基板に実装されたコンデンサはUSBコネクタに近接した部分が焼損していた。 ○内部基板のその他の電子部品、電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のUSBコネクタ内部のピンが外力によって変形したことで短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
26	A202400765 令和6年10月8日(東京都) 令和6年10月24日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は外観上、液晶面が割れて穴空きが生じるとともに複数箇所に傷やへこみが認められ、背面の樹脂製外郭はバッテリーが内蔵されている箇所が焼失していた。 ○リチウムポリマー電池セルのアルミラミネートフィルム外装及び内部の電極体は液晶の割れと同じ箇所に亀裂が生じており、電極体は亀裂を起点に放射状のしわが広がっていた。 ○メイン基板に基材の穴空き等の出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「内蔵の電池セルが破損して、火災等の原因になるため、強い力を加えない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に内蔵のリチウムポリマー電池セルに外力が加わったため、異常発熱して焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 	
27	A202400803 令和6年10月20日(神奈川県) 令和6年11月6日	タブレット端末	(火災) 当該製品を充電器に接続中、当該製品が膨張したため充電ケーブルを外した後、当該製品のバッテリーを外そうとしたところ、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故直前、当該製品が膨張していたが、発熱や発煙はしていなかった。 ○当該製品本体の隙間に木片を差し込んでバッテリーを外そうとしたところ、出火した。 ○当該製品は外観上、液晶部とバックカバーが分離して外周部に隙間が生じていたが、焼損は認められなかった。 ○バッテリーを構成するリチウムポリマー電池セル2個のうち1個が著しく焼損し、電極体の負極板には木片を挿入したとされる部位を起点とする放射状のしわが認められ、外周部を中心に欠損していた。 ○内部の基板、内部配線及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵バッテリーを取り外そうとした際に、リチウムポリマー電池セルに外力が加わったため、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、火災等の原因になることから、「内蔵バッテリーは取り外さない。」「バッテリーを分解したり、異物を入れたりしない。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A202400865 令和6年9月22日(新潟県) 令和6年11月21日	靴(スニーカー)	(重傷1名) 雨天時に当該製品を履いた状態で停車中のバスの中で滑って転倒し、頭部を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を履いた状態でバスに乗り込み、車内で滑って転倒して頭を強打した。 ○事故発生日は雨が降っており、バス車内の床面はぬれていた。 ○当該製品は、左右ともに表底の摩耗が著しく、かかと部、先端部の溝が浅くなっていた。 ○当該製品及び同等品の表底の材質に差異は認められなかった。 ○JIS T 8106「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品、同等品及び他社類似品を用いて湿潤状態(蒸留水)におけるステンレス板上での動摩擦係数を測定したところ、差異は認められなかった。 ○取扱説明書には、「靴底のすり減ったシューズの使用やぬれた路面等では転倒する危険がある。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品、同等品及び他社類似品の滑りやすさは同程度であることから、ぬれた床の上でバランスを崩して転倒した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
29	A202400882 令和6年10月20日(不明) 令和6年11月27日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、ロックが外れて当該製品の脚部が内側に折りたたまれ、落下し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品に両脚のロックをして乗り、洗車の途中で当該製品を移動させて再度乗ったところ、脚の片方が折りたたまれて転落し、転落後に当該製品を確認したところ、片脚のロックが外れていたとの申出内容であった。 ○当該製品は、開いた脚が折りたたまれないように左右の脚にはそれぞれロック機構が備わっており、止め金具をロックピンにはめ、抜け防止爪で固定する構造となっていた。また、抜け防止爪は、ばね力によりロックピンから止め金具が外れないように固定する機能を有していた。 ○当該製品の外観は、止め金具側から見て右脚のヒンジ部及び左脚の端部に擦過痕が認められたが、天板、脚部、止め金具、抜け防止爪等に変形等の異常は認められなかった。 ○当該製品及び同等品の抜け防止爪のばね力を測定したところ、いずれも10～12Nの範囲で異常は認められなかった。 ○当該製品型は、SG基準CPSA0015「住宅用金属製脚立」に基づき、開き止め金具の強度試験、安定性試験等を実施し、異常が認められないことを確認している。 ○当該製品の脚を完全に開き、ロックを掛けた状態で左右(脚が折りたたまれる可能性がある方向)に複数回揺らしたところ、ロックが外れることも、脚が折りたたまれることもなかった。 ○取扱説明書及び本体には、「全ての止め金具を確実にロックする。ロックが不十分な状態で使用すると脚が開閉し、転落や転倒の恐れがある。」「使用前に異常のないことを確認する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品の止め金具、抜け防止爪等に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
30	A202400911 令和6年11月24日(山梨県) 令和6年12月5日	ノートパソコン	(火災) 病院で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品には付属のACアダプターが接続されており、本体内部にはインターネット通販で購入した非純正バッテリーが内蔵されていた。 ○当該製品は、バッテリーの収納部を中心に焼損し、樹脂製外郭の底面及びタッチパッド部が一部溶融していた。 ○当該製品に装着されていた非純正バッテリーは、内部のリチウムイオン電池3個のうち1個が焼損し、セパレーター全体及び正極板の半分以上が焼失していた。 ○基板、ファンモーター等のバッテリー以外の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「バッテリーは使用者が簡単に交換できない。バッテリーが充電されなくなった場合はサポート窓口にお問い合わせる。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、内蔵されていた非純正バッテリーが異常発熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A202400928 令和6年6月3日 (大阪府) 令和6年12月11日	介護リフト	(重傷1名) 施設で当該製品を使用し、搭乗者(80歳代)をベッドから車いすに移乗していたところ、当該製品から転落し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、被介護者をベッドから移動させる際にスリングシートで身体を包み、同シートのつり紐を当該製品に掛けてつり上げる介護用品である。 ○施設の職員が当該製品を用いて被介護者をベッドから車いすへ移動させるためにつり上げたところ、被介護者が落下して負傷した。 ○使用者は、当該製品の使用方法を理解しておらず、スリングシートを被介護者に装着する際、尾骨付近まで深く差し込むべきところ、誤って背中付近までしか差し込まなかったとの申出内容であったが、事故発生時の詳細な装着状態は不明であった。 ○当該製品に破損等の異常は認められなかった。 ○同等品を用いた再現試験の結果、正しい使用方法ではつり上げ時に搭乗者が落下することではなく、スリングシートの装着位置を背中中の浅い位置にずらした場合は、搭乗者が臀部から抜け落ちるような不安定な姿勢になった。 ○取扱説明書には、スリングシートで被介護者を包む手順が写真付きで記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、スリングシートの不適切な装着により、被介護者がスリングシートから滑り落ちたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
32	A202400947 令和6年12月4日(東京都) 令和6年12月18日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品のバッテリーを工具で取り外そうとしたところ、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品のバッテリーを交換するため、ねじを外そうとしたがねじ頭がつぶれて取り外せなかったため、電動工具でバッテリーに穴を開けて取り外そうとしたところ、工具の先端がバッテリー内部にまで刺さって、バッテリーから出火した。 ○当該製品は外観上、バッテリーの樹脂製外郭に溶融及び穴空きが生じていたが、その他の箇所に焼損等の異常は認められなかった。 ○バッテリーに内蔵のリチウムイオン電池セル7個のうち、1個は外装缶に穴空きが認められ、内部の電極体は外装缶の穴空き箇所付近が損傷していた。 ●当該製品は、使用者が電動工具を用いてバッテリーを交換しようとした際、電動工具でバッテリーに内蔵されたリチウムイオン電池セルを傷付けたことにより、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火災の原因になるため、当該製品を分解しない。」旨、記載されている。 	
33	A202400961 令和6年12月13日(東京都) 令和6年12月23日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を分解しようとしたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品のデータを消去するために、マイナスドライバー等を使用して当該製品を破壊しようとしたところ、当該製品から発煙した。 ○当該製品は、樹脂製外郭の背面側に2か所穴空きが認められ、内蔵のリチウムポリマー電池セルが膨張し、膨張した箇所で樹脂製外郭が変形していた。 ○樹脂製外郭の穴空きと同じ位置に電池セルに穴空きが認められ、穴の周辺部が焦げていた。 ○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、データ消去のために破壊しようとした際に、リチウムポリマー電池セルが損傷したため、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「分解、改造をしない。鋭利なものを刺すなど過度な力を加えない。火災の原因となる。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A202400967 令和6年11月16日(神奈川県) 令和6年12月24日	踏み台(木製)	(重傷1名) 幼児(2歳)が当該製品を使用中、当該製品から足を踏み外した際、腕が鍋の取っ手に掛かり、熱湯が掛かったことにより火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児が台所で当該製品の天板に乗っていた際、天板を踏み外し、幼児の右手が鍋の取っ手に当たり、熱湯を頭から浴び、火傷を負った。 ○当該製品は、高さ50cm、耐荷重100kg、踏ざんを1段備えた木製の踏み台で、天板の寸法は幅36.2cm、奥行き24.2cmであった。 ○当該製品は外観上、傷や変形、破損は認められなかった。 ○当該製品は、購入後使用者が組立てる製品であるが、組立て状態に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
35	A202400969 令和6年12月7日(新潟県) 令和6年12月24日	除雪機(歩行型)	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転倒し、当該製品の敷きになり、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用中、後進していたところ、転倒し、当該製品の敷きになり、負傷した。 ○当該製品はデッドマンクラッチ機構非搭載の製品であったが、引抜式の非常停止スイッチ及び後進時非常停止装置が搭載されており、いずれも正常に動作することが確認された。 ○上下2か所の後進時非常停止装置のうち、地面から下部のバーまでの高さは約34cmであった。 ○当該製品の後進時非常停止装置下部の高さは、除雪機安全協議会が制定した自主規格「SSS B104-2021歩行型ロータリ除雪機の安全規格」の範囲内であった。 ○取扱説明書には、「非常停止スイッチのキャップを当該製品に取り付け、一方のひもを腰に巻き付ける。」「後進するときは低速で行い、転倒しないように足元に十分注意し、後方に障害物がないか確認して、障害物と機械との間に挟まれないようにする。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品で後進中に使用者が転倒し、当該製品の敷きになったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
36	A202400993 令和6年12月17日(山梨県) 令和6年12月27日	換気扇	(火災) トイレで当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は焼損が著しく、外郭、シロッコファン等の樹脂製部品は焼失しており、内部のファンモーター、コンデンサー等の電気部品が露出していた。 ○当該製品のファンモーター内部は、すずの付着等はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○コンデンサー内部に損傷は認められなかった。 ○内部配線に断線等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A202401005 令和6年12月25日(茨城県) 令和7年1月7日	エアコン(室外機)	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品外観は、正面から見て左側面にすずの付着が著しく、左側の樹脂製台座が焼損していたほか、熱交換器の配管が破裂していた。 ○制御基板は、すずの付着及び一部焼損が認められたが、穴空き等は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、圧縮機、四方弁コイル、端子板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
38	A202401009 令和6年12月10日(東京都) 令和7年1月8日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、発煙する火災が発生し、当該製品の上に置いていた鍋の底を焼損した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品の上に置かれていた鍋から白煙が出ていた。 ○使用していた鍋は、底が黒く焦げており、中に水は残っていなかった。 ○当該製品は外観上、トッププレートが焼損していたが、内部の電気部品に焼損は認められなかった。 ○当該製品の動作確認を行ったところ、温度センサーの温度制御に異常は認められなかった。 ○事故発生時の調理時間、使用モード等の詳細は不明であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
39	A202401015 令和6年8月23日(長野県) 令和7年1月10日	電動工具(丸のこ)	(重傷1名) 宿泊施設の庭先で使用者(70歳代)が当該製品を使用中、誤って工具で強打し、脚を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者がかがんだ状態で3cm角の木材を左手で押さえて、当該製品を使用して切断していたところ、当該製品が使用者に跳ね返って脚を負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品は、切断時に保護カバーが上がったのこ刃が露出し、切断終了後は戻しばねの力で保護カバーがのこ刃を覆う構造をした電動丸のこである。 ○当該製品の外観及びのこ刃に変形や破損は認められなかった。 ○保護カバーの戻しばねが装着された痕跡は認められたが、戻しばねは確認できなかった。 ○当該製品の購入当初、保護カバーは正常に動作していたとの申出内容であった。 ○当該製品の電源コードは切断されていた。また、電源コードを交換し、動作確認を行ったところ、起動及び停止操作に異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「加工する物を固定するために、クランプや万力等を利用する。」「損傷した部品がないか点検する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A202401038 令和7年1月4日 (秋田県) 令和7年1月20日	除雪機(歩行型)	(重傷1名) 当該製品を使用中、排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のオーガ及びブロワ等の外観に異常は認められなかった。 ○操作パネルのレバー等の動作に異常は認められなかった。 ○セーフティガードが外れるとエンジンを停止させるガードスイッチは正常に作動した。 ○除雪クラッチレバーをエンジン最高回転から切った際にブロワが停止するまでの時間は5秒以内であり、社内基準を満たしていた。 ○当該製品にはシュータやオーガの雪を取り除くための雪かき棒が装着され使用できる状態であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
41	A202401062 令和7年1月12日 (宮崎県) 令和7年1月24日	温水洗浄便座	(火災) 発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、操作部を中心に焼損が著しく、操作部の樹脂製外郭が焼失していた。 ○操作基板は、焼損が著しく、原形をとどめていなかったが、残存していた実装部品、銅箔パターン、コネクタ等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒーター線、熱交換ユニット等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○操作基板からの出火を想定して同等品を用い、操作基板の銅箔パターン間とコネクタ異極間をそれぞれ短絡させた再現試験を行った結果、出火に至ることはなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
42	A202401068 令和6年12月1日 (東京都) 令和7年1月27日	電気冷温風機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源コードは、本体側のプロテクター部端部付近が焼損していた。 ○電源コードの焼損箇所は、片極の芯線が断線し、もう一方の極の芯線が半断線しており、当該箇所には溶融痕が認められた。 ○電源コードは複数箇所でねじれが認められた。 ○当該製品本体及び電源プラグに焼損は認められなかった。 ○当該製品の電源コードをねじる等の負荷が掛かるような使用方法はしていないとの使用者からの申出内容であった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードが外力により断線してスパークが発生し焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A202401069 令和7年1月15日(神奈川県) 令和7年1月28日	電気毛布	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は外観上、毛布部の一部で焼損による穴空きが生じ、コントローラーのコネクター部では樹脂製外郭の一部に溶融及び炭化が認められた。 ○毛布部の焼損箇所ではヒーター線が焼損して、発熱線及び検知線が露出していたが、断線及び溶融痕は認められなかった。 ○コントローラー、コネクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
44	A202401111 令和7年1月25日(青森県) 令和7年2月6日	靴(スニーカー)	(重傷1名) 路面が濡れた状態で当該製品を履いて歩行中、滑って転倒し、右足を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を履いて公園をウォーキングしていたところ、雪はなかったが、シャーベット状になっていた路面で滑って転倒したとの申出内容であった。 ○事故発生場所の路面はアスファルトで、マンホール等はなかった。 ○当該製品の表底に汚れ、摩耗が認められたが、表底の形状に著しい変形及び破損は認められなかった。 ○当該製品及び同等品の表底の材質に差異は認められなかった。 ○当該製品、同等品及び他社類似品を用いて、JIS T 8106「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して湿潤状態(蒸留水)におけるタイル上での耐滑性試験を実施したところ、当該製品及び同等品の動摩擦係数は同程度で、他社類似品より高かった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
45	A202401114 令和7年1月22日(大阪府) 令和7年2月7日	ベッド	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品の収納部を開けて作業中、当該製品のベッドフレームとサイドパネルの間に両腕が挟まり、左腕を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品の床板に腕を挟まれて身動きがとれなくなり、一人暮らしのため発見が遅れ、左腕の一部が壊死したため腕を切断した。 ○当該製品は、マットレスの載った床板を持ち上げ、収納部の蓋として開閉するガス圧式シリンダー跳ね上げ収納ベッドであり、床板を上限まで持ち上げると固定される構造であった。 ○当該製品に破損等の異常は認められなかった。 ○使用されていたマットレスは純正品であり、当該製品との組み合わせに問題はなかった。 ○事故発生時におけるマットレス以外の寝具の使用状況は確認できなかった。 ○マットレスのみが床板に載った状態で当該製品の床板を上限まで上げたところ、床板は正常に固定され、意図せず下がることはなかった。 ○マットレス上に寝具及びおもりを載せた状態で当該製品の床板を上限まで上げたところ、床板は正常に固定され、意図せず下がることはなかった。 ○取扱説明書には、「収納物の出し入れのために床板を上げる際には、必ず床板を上限まで上げた状態で作業を行う。途中で止めて作業をすると、床板が下がり、けがをする恐れがある。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な使用状況等が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に破損等の異常は認められず、床板が固定される上限まで上げられていなかったため、下がってきた床板により腕を挟まれた可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
46	A202401119 令和7年1月15日(岐阜県) 令和7年2月10日	靴(ゴルフ用)	(重傷1名) ゴルフ場で当該製品を履いて歩行中、滑って転倒し、右足首を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、靴底が樹脂製のゴルフシューズであった。 ○事故発生日に足を滑らせた路面の状態等の詳細な状況は不明であった。 ○当該製品は、右足の内側側面に大きく擦れた跡が認められ、左足の外側側面にわずかに擦れた跡が認められた。 ○当該製品は、靴底にほとんど摩耗は認められなかった。 ○当該製品は、その他に破損等の異常は認められなかった。 ●事故発生日の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
47	A202401128 令和7年1月11日(東京都) 令和7年2月13日	加湿器(スチーム式)	(重傷1名) 当該製品を誤って転倒させた際に、当該製品の中からこぼれたお湯がかかり、火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○床に置いてあった当該製品が足に当たり転倒させた際、当該製品の蓋が外れ、こぼれた湯がかかり、火傷を負った。 ○当該製品は、蓋を回して閉めた際に蓋の爪部が本体とかみ合わさることで蓋を固定する構造となっており、当該製品の蓋は、転倒した際に蒸気吹出口の穴を塞ぐことでこぼれる流量を制限する弁を搭載している。 ○当該製品の外部に変形、破損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の動作確認を行ったところ、異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「本体を傾けない。」、「使用中・使用直後に蓋の開閉をしない。」旨、記載されている。 ●事故発生日の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
48	A202401136 令和7年1月14日(東京都) 令和7年2月17日	ヘッドホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵)	(火災) 当該製品を他社製充電器及び他社製USBケーブルに接続して充電中、当該製品及び他社製USBケーブルを溶融する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は外観上、USBコネクタ一部付近の樹脂製外郭が熱変形していたが、その他の部分に焼損、変形等の異常は認められなかった。 ○基板上にあるUSBコネクタは、内部の樹脂部材が焼損、溶融していたが、電源ピンの変形、溶融等の異常は認められなかった。 ○基板上のその他の電子部品及び内蔵のリチウムイオン電池セルに焼損は認められなかった。 ○当該製品の動作を確認したところ、動作に異常は認められなかった。 ○事故発生日に当該製品の充電に使用されていた他社製USBケーブルは、内部の樹脂部材が焼損、溶融していたが、ピンの変形、溶融等の異常は認められなかった。 ○事故発生日に当該製品の充電に使用されていた他社製ACアダプターに焼損は認められなかった。 ●事故発生日の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、USBコネクタ内部に導電性異物が侵入したため、トラッキング現象が生じて異常発熱した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
49	A202401142 令和7年2月6日 (富山県) 令和7年2月18日	除雪機(歩行型)	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたためエンジンを停止したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用して除雪作業中、焦げ臭いにおいが強くなりエンジンを停止したところ、2～3分後に後部両側から煙が噴き出したとの申出内容であった。 ○当該製品の外観は、樹脂製トップカバーの右側面、後方上部、左側面上部に著しい焼損が認められた。 ○エンジンルーム内部は、取扱説明書等が入った当該製品の付属品ではない樹脂製収納袋がトップカバーとファンカバーフード間で溶着しており、冷却風取り入れ口のファンカバーの溶融、焼損が認められた。 ○燃料タンク、燃料フィルタ及び周辺の燃料配管に燃料漏れ等の異常は認められなかった。 ○発電機に焼損が認められたが、その他の電気部品に異常は認められなかった。 ○当該製品はレンタル品であり、取扱説明書等を入れたレンタル事業者作成の樹脂製収納袋がハンドル付近に掛けて貸し出されていた。 ●当該製品に出火に至る異常は認められず、エンジンルーム内に置かれた樹脂製収納袋が冷却風取り入れ口を塞いだため、エンジンが過熱し、樹脂製部品が溶融、焼損して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
50	A202401168 令和7年2月11日(静岡県) 令和7年2月26日	エアコン(室外機)	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、室内機の吹き出し口は閉じた状態であり、当該製品は使用されていないかった。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂製部品は焼失しており、熱交換器のアルミ製放熱フィンが溶融していた。 ○当該製品内部の制御基板、コンプレッサー、ファンモーター等の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
51	A202401169 令和7年2月12日(神奈川県) 令和7年2月26日	電気冷蔵庫	(火災) ブレーカーを入れ直したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○分電盤のメインブレーカーが切れており、ブレーカーを入れてもすぐに切れる状態であったため、何度か入り切りしたところ、室内に白煙が発生した。 ○当該製品周辺はごみが多数堆積されていた。 ○当該製品は外観上、機械室を中心に全体的に焼損していた。 ○電源コードは、本体機械室内のボックス内に位置する箇所、被覆が焼失しており、芯線は一部の素線が断線していたが、付近の電気部品に著しい焼損は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
52	A202401178 令和7年2月15日(神奈川県) 令和7年2月28日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災 が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、事故発生日は使用されておらず、停止中だった。 ○当該製品は外観上、圧縮機側の下方のみ焼損しており、焼損部の内側では金属製外郭の塗装が残存していた。 ○圧縮機のバルブ側周辺の電気配線や防音材が焼損していたが、内部配線には溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板、ファンモーター等の当該製品の電気部品には出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線の一部の絶縁被覆が焼失していたが、断線はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生日の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
53	A202401192 令和7年2月15日(埼玉県) 令和7年3月3日	電気こんろ	(火災) 当該製品を使用中、 火災警報器が鳴動したため確認すると、 当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災 が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のラジエントヒーターを使用して、揚げ物調理をした後に、電源を切らずに加熱し続けたままその場を離れていたところ、鍋の中の油から出火した。 ○当該製品のヒーターの抵抗値に異常はなく、ヒーターにつながる電流ヒューズも切れておらず、その他の電気部品にも異常は認められなかった。 ●当該製品で調理油を入れた鍋を加熱したまま、その場を離れたため、油が過熱し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「揚げ物調理中はそばを離れない。加熱を続けると発火する。」旨、記載されている。 	
54	A202401206 令和7年2月23日(秋田県) 令和7年3月6日	はしご(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 使用者(70歳代)が 当該製品を設置して 作業中、転倒し、下 顎を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、一般住宅1階の屋根に立てかけ、使用されており、設置していた地面は、積雪した雪が一旦溶け、再凍結した状態であった。 ○当該製品に損傷は認められなかった。 ○取扱説明書及び本体表示には、「傾斜している場所、安定しない場所や滑りやすい場所には設置しないこと。」旨、記載されており、取扱説明書には、滑りやすい場所の例として、積雪や凍結している場所と記載されていた。 ●当該製品は、凍結した地面に設置されていたため、作業中に当該製品の端具が滑り、バランスを崩して転倒したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「傾斜している場所、安定しない場所や滑りやすい場所には設置しない。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
55	A202401209 令和7年2月2日(東京都) 令和7年3月7日	ベビーカー	(重傷1名) 当該製品の開閉ボタンを押して当該製品を開いたところ、近くにいた幼児(2歳)が当該製品に指を挟み、右手指を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の開閉ボタンを押して開く際に、当該製品の左後ろ付近に座っていた幼児が右手を当該製品に伸ばしたところ、幼児が声を上げ、幼児の右手から出血していたとの申出内容であった。 ○当該製品は折り畳み式のベビーカーで、当該製品を開くときは左右のハンドルを持って本体を持ち上げることでフレームが開いてロックする構造であった。 ○当該製品の開閉動作、フレーム部の亀裂等の異常は認められなかった。 ○当該型式品は、EN1888-1「Child care articles - Wheeled child conveyances- Part 1: Pushchairs and prams」8. 2. 1. 1(挟み込みの危険源)及び8. 3. 1(可動部品の危険源)で定める要求事項を満たしていた。 ○当該製品の本体表示及び取扱説明書には、「開閉するときは子供がベビーカーに触れないよう安全な場所に遠ざける。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
56	A202401214 令和7年2月11日(奈良県) 令和7年3月7日	布団乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は全体的に著しく焼損し、樹脂部品は溶融して原形をとどめていなかった。 ○電源コードは、本体付近まで焼損は認められず、本体近傍で被覆が溶融していたが、断線、溶融痕は認められなかった。 ○本体内部のヒーター線、サーモスタット、タイマー、内部配線等の電気部品に溶融等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
57	A202401216 令和7年2月22日(京都府) 令和7年3月7日	電子レンジ	(火災) 宿泊施設で当該製品を使用後、当該製品から発火し、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、宿泊客が食品を加熱した際に、タイマーが切れる前に取り出して扉を開けた数分後に出火した。 ○当該製品の外観は、扉枠と操作パネルが溶融しており、扉内側のカバーが焼失していた。 ○当該製品の底面や回転皿裏面周辺に異物の付着が認められた。 ○庫内上部の温度センサーが切れていた。 ○機械室内にある電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○操作パネルのスイッチ類やリード線に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「加熱をしないとき、途中で加熱をやめたいときは、タイマーつまみは必ず「0」に合わせる。」「庫内に食品がないときに運転しない。」「庫内に食品かす等を残して加熱しない。」旨、記載されていた。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、当該製品を空運転させたことで庫内の汚れに電波が集中して出火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
58	A202401235 令和7年2月28日(和歌山県) 令和7年3月12日	延長コード	(火災) 当該製品のプラグ部を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、居室の引き戸と天井との間に設置された露出コンセントに差し込まれて使用されており、コードが宙つりの状態で電気掃除機等を接続して使用されていた。 ○当該製品は電源プラグの可動式栓刃の片側付近のみ焼損していた。 ○焼損していた可動式栓刃は、コンセントの刃受金具との接触面に溶融等の異常は認められなかったが、栓刃と固定端子のカシメ部に隙間が認められた。 ○当該製品が差し込まれていたコンセントは、電源プラグと接触するカバー表面が内部よりも著しく焼損しており、内部の刃受金具に溶融等の異常は認められなかった。 ●事故発生以前の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の可動栓刃に外力が加わったため、カシメ部が緩み接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
59	A202401245 令和7年2月24日(兵庫県) 令和7年3月13日	加湿器(ハイブリッド式)	(火災) 当該製品の電源プラグを延長コードに差し込んだところ、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、使用開始から1年後に水漏れが生じたが、その後底面にタオルを敷いた状態で、事故発生までの2年間継続使用していたとの申出内容であった。 ○当該製品の外観に、溶融やすすけ等の異常は認められなかった。 ○給水プール裏面のヒーター取り付け部の樹脂に亀裂があり、ヒーター固定用ビスのリブが破断していた。 ○電源制御基板のスイッチングFETの駆動回路部分が焼損していた。 ○内部配線、その他の電気部品に断線や溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、水漏れが認識された以降も使用を継続されたため、電源制御基板上に水分が浸入して短絡が生じ、スイッチング電源回路が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「異常時、故障時には直ちに使用を中止し、電源を切り、電源プラグをコンセントから抜く。事業者に連絡する。発煙、火災、感電のおそれがある。」旨、記載されている。 	
60	A202401273 令和6年12月8日(兵庫県) 令和7年3月25日	布団乾燥機	(火災) 当該製品に接続していた延長コードを壁コンセントに差し込んだところ、当該製品の電源プラグ部から火花が生じ、当該製品の周辺の一部を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源プラグが差し込まれた延長コードを壁コンセントに差し込んだところ、当該製品の電源プラグ根元付近から火花が発生した。 ○当該製品の電源コードは、電源プラグのプッシング付近で屈曲した状態であり、電源コードの片側が断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品の本体に破損や焼損は認められなかった。 ○当該製品を接続していた延長コードに異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体に出火の痕跡は認められず、電源プラグのプッシング付近に過度な応力が繰り返し加わったため、電源コードの芯線が断線し、スパークが生じて焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
61	A202401288 令和6年12月29日(兵庫県) 令和7年3月27日	電子レンジ加熱式湯たんぽ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は、当該製品を電子レンジで700W2分間加熱した後、布団の中に11時間静置し、冷めていた当該製品を再度電子レンジで700W2分間加熱して布団の中に静置していたところ、7時間後に強い焦げ臭さを感じたため確認すると、布団の中で当該製品及び接しているウレタン樹脂製マットレスが焼損していたとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品は、高温になった蓄熱材を付属カバーに入れて使用する湯たんぽである。</p> <p>○当該製品は、蓄熱材が焼損し、袋が破れ、熱収縮しており、付属カバーは中央部を中心に焼損して蓄熱材と接する内面側よりもマットレスと接する外面側の方が著しく焼損していた。</p> <p>○同等品の蓄熱材を電子レンジで700W2分間加熱したところ、蓄熱材の温度は約49℃であり、取扱説明書に記載の600W4分間で加熱したところ、最大で約103℃まで上昇した。</p> <p>○同等品の蓄熱材を電子レンジで600W4分間加熱して付属カバーに入れ、布団の間に挟んで11時間静置後、付属カバーから取り出して再度600W4分間加熱すると、温度が115℃まで上昇し、付属カバーに入れて3分間静置すると、カバーの表面温度は約67℃になった。</p> <p>○材料を分析したところ、蓄熱材の内容物はポリエチレングリコール(PEG)、三層構造の袋はポリプロピレン(PP)ノポリアミド(PA)ノポリエチレンテレフタレート(PET)であり、金属の混入は認められず、また、付属カバーはPETで、いずれも仕様どおりであった。</p> <p>○文献では、PP、PA及びPETの発火点は、それぞれ約350℃、約420℃及び約440℃であり、PEGの発火点は確認できなかったが、引火点は約200℃から約300℃であった。</p> <p>○電子レンジで過加熱し、袋が溶けて流失した167℃の内容物をマットレスにかけて30分間静置したが、焦げや煙は発生しなかった。</p> <p>●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、取扱説明書に記載の条件及び使用者申出の条件で加熱しても材料の発火点や引火点に達しないこと、カバーが蓄熱材と接していた内面側よりも布団と接していた外面側の方が著しく焼損しており、外側から熱を受けて焼損した可能性があることから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
62	A202500005 令和7年3月21日(兵庫県) 令和7年4月2日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品は、右側面の樹脂製バルブカバー、仕様銘板及び樹脂製の架台が焼損していた。</p> <p>○当該製品内部の基板、端子台、ファンモーター等の電気部品に焼損は認められなかった。</p> <p>○圧縮機、防音カバーに焼損は認められなかった。</p> <p>●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
63	A202500009 令和7年1月20日(兵庫県) 令和7年4月3日	凍結防止用ヒーター(水道用)	(火災) 当該製品及び建物1棟を全焼する火災が発生した。	<p>○当該製品のヒーター線は、配管に巻かれた保温材の外側にらせん状に巻いて施工されており、その外周に、段ボールや布等を巻き付けて使用されていた。</p> <p>○電源プラグから接続プラグ間の電源コードに1か所の断線、接続プラグからヒーター線間の電源線に1か所の断線が認められ、接続プラグからヒーター線間の電源線断線部に熔融痕が認められた。</p> <p>○ヒーター線の先端付近に断線が認められた。</p> <p>○サーモスタットの取付け位置や取付け方法は確認できなかった。</p> <p>○当該製品施工時の状況や、段ボールや布等を設置した経緯を確認することはできなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「ヒーターはストレートに施工する。」「保温材の内側に施工する。」「毛布や衣類を置かない。」旨、記載されていた。</p> <p>●当該製品は、配管に巻かれた保温材の外側からヒーターがらせん状に施工され、その外側を段ボールや布等で巻いていたため、ヒーター周辺が蓄熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
64	A202500022 令和7年3月31日(愛知県) 令和7年4月9日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、背面下方から上面にかけて樹脂製外郭が焼損していた。 ○電源プラグは、栓刃根元部分の焼損が著しく、両極の栓刃が溶断し、溶断した栓刃は片極のみ確認でき、溶断部以外に溶融痕は認められなかった。 ○栓刃と電源コードとのカシメ部に異常発熱の痕跡は認められなかった。 ○本体内部のヒーター、電源スイッチ、ファンモーター等、その他の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められず、温度ヒューズは作動していなかった。 ○当該製品の電源プラグが接続されていた他社製延長コードは、タップ部分が確認できなかった。 ○当該製品が使用されていた部屋は、おもちゃの人形等が大量に床に放置されていた。 ●当該製品は、電源プラグを接続していた他社製延長コードの刃受金具に異常があったため、電源プラグの栓刃とタップの刃受金具間で接触不良が生じ、異常発熱して出火した、又は栓刃間に導電性異物が付着したため、トラッキング現象が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
65	A202500034 令和7年3月28日(東京都) 令和7年4月14日	タブレット端末	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品に内蔵されていたバッテリーを取り出そうとした際、バッテリーから出火したとの申出内容であった。 ○当該製品の本体外観に焼損箇所は認められなかった。 ○バッテリーのリチウムイオン電池セルは右下端部の焼損が著しく、当該部を起点として、電極体に放射状のしわが認められた。 ○基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内蔵のバッテリーを取り出そうとした際、リチウムイオン電池セルに外力が加わったため、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「内蔵バッテリーは取り外さない。」「外力や衝撃を加えると発火の原因となる。」旨、記載されている。</p>	
66	A202500057 令和7年3月3日(東京都) 令和7年4月21日	靴(スニーカー)	(重傷1名) 当該製品を履いて階段を上っていたところ、滑って転倒し、右手を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を履いてコンクリートの階段を上っていたところ、左足が滑って右後方に転倒し、右手小指が階段と壁の間に挟まり骨折した。 ○当該製品に破損及び変形は認められなかった。 ○当該製品及び同等品の表底の硬度に差異は認められなかった。 ○当該製品及び同等品の表底の材質に差異は認められなかった。 ○JIS T 8106「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品、同等品及び他社類似品の靴底の湿潤状態におけるステンレス上での動摩擦係数を測定したところ、差異は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品、同等品及び他社類似品の滑りやすさは同等程度であり、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
67	A202500060 令和6年4月12日(石川県) 令和7年4月22日	スライサー	(重傷1名) 当該製品を開梱しようとしたところ、右手指を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、スライス刃、千切り刃、細切り刃、おろし器(ふた)、中ふた、ザル、ボウル、指ガード、ボウル用ハンドルがセットになったもので、スライス、千切り、細切り、おろし、水切り、ボウル及び保存容器の7種類の用途に使用できるものである。 ○当該製品を購入後初めて使おうとした際、使用者が当該製品の開封時又は開封後のスライス刃を中ふたに取り付ける時に指がスライス刃に触れて負傷した。 ○当該製品のスライス刃に破損等は認められず、スライス刃の隙間寸法、スライス刃の長さは同等品と差異が認められなかった。 ○同等品の包装状態を確認したところ、スライス刃は、千切り刃及び細切り刃とともに無色透明なビニル袋に入れられており、刃の位置が認識できる状態であった。 ○取扱説明書には、「使用時やお手入れの際は、金属部分(刃)の取り扱いに注意してください。刃は鋭利なため直接手を触れないようにしてください。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に破損等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
68	A202500119 令和7年4月19日(大阪府) 令和7年5月14日	タイムスイッチ	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、設定した時刻における負荷機器の電源操作が可能な壁面埋込形のタイムスイッチである。 ○当該製品の操作面の樹脂製外郭に焼損等の異常は認められなかった。 ○本体背面部に異物が付着した痕跡があり、表示ラベルに液体が流れた痕跡が認められた。 ○基板上の電源入力側の接続端子部周辺が著しく焼損していた。 ●事故発生以前の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に液体が浸入したため、基板上の電源接続端子部でトラッキング現象が発生し、焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 	
69	A202500155 令和6年7月17日(北海道) 令和7年5月23日	接続箱(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、パワーコンディショナへの出力側端子台の正極側付近及び近接する開閉器の負極端子側付近が焼損していた。 ○出力側端子台の正極ねじ止め部は著しく溶融していたが、開閉器の負極端子は原形をとどめていた。 ○正極側のねじ止め部について、正常に締付できることを出荷前に全数検査で確認している。 ○出力側配線の圧着端子部は確認できなかった。 ○負極側端子金具等、その他の電気部品に異常は認められなかった。 ○施工事業者は不明であった。 ●当該製品は、出力側端子台と屋内配線を接続する施工時において、配線接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。 なお、本体樹脂製カバーの内側には、警告表示として「電線は適正な端子を正しく圧着し、端子台のねじ締付トルクは2.0N・mで確実に締め付ける。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
70	A202500161 令和7年5月12日(岐阜県) 令和7年5月26日	照明器具	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、樹脂製シェードが焼失し、本体の片側が焼損しており、内部配線の一部が被覆が焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○取り付けられていた蛍光灯に破損はなく、口金に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のソケット、安定器及び電源スイッチに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製LED常夜灯は、樹脂製カバーが焼損していたが、内部の基板に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は、当該製品を常夜灯に切り替えて外出し、帰宅した際に当該製品が設置された居室に煙が充満し、じゅうたん及び座布団が燃えているのを発見した。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
71	A202500164 令和7年5月3日(愛知県) 令和7年5月27日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、外観に焼損等の異常は認められなかった。 ○庫内は、ヒーター上部の金属製かご及び樹脂製かごの一部が焼損し、金属製ヒーターカバーに変色が認められたが、ヒーター周辺に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の電気部品に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生の6日後に、修理のために訪れた事業者のサービス担当者に指摘されて消防へ通報したが、消防が当該製品を確認した際には、既に庫内の食器等は片付けられており、事故発生時に庫内に入っていた食器及びセット方法の詳細は不明であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
72	A202500183 令和7年5月25日(京都府) 令和7年6月3日	水槽用ウォータークーラー	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、背面外郭の焼損が著しく、下部にある外付けヒーター用サービスコンセントが溶融していた。 ○サービスコンセントは、刃受金具が一部溶融し、付近に飛散した金属粒が認められた。 ○当該製品に接続していた外付けヒーターの電源プラグは、栓刃に緑青が付着していた。 ○コンプレッサー、コンデンサー等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生の1か月前に当該製品を使用していた水槽の水があふれて停電しており、事故発当日には主幹ブレーカーが2回切れていたが、使用者は使用を継続していた。 ●当該製品は、外付けヒーター用のサービスコンセントに水分が付着したことにより刃受金具付近で異常発熱し、出火したものと推定される。 なお、本体表示に「水が入ったら、ブレーカーを切り電源プラグを抜く。」、取扱説明書に「水がかかった場合使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
73	A202500242 令和7年5月3日 (大阪府) 令和7年6月19日	電気ストーブ	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生現場は新聞紙や衣類が散乱した状態であり、当該製品は、背面の可燃物にもたれかかった状態で発見された。 ○当該製品は、台座部を除き樹脂部が焼失していた。 ○電源コード、内部配線、ヒーター、転倒時オフスイッチ及び電源スイッチの接点に出火の痕跡は認められなかった。 ○前面ガードに炭化した付着物が認められた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
74	A202500258 令和7年6月15日(愛知県) 令和7年6月27日	照明器具	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、インバーター式の蛍光灯用照明器具で、40W形及び32W形LEDランプ2個が取付けられた状態で樹脂製シェードが焼損していた。 ○当該製品は、40W形LEDランプを接続する接続ソケットに焼損が認められたが、接続部に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源スイッチ、基板等、その他の電気部品に焼損は認められなかった。 ○当該製品の外側に取付けられた40W形LEDランプは、樹脂製外郭の一部が焼失し、内部の電源基板は著しく焼損して、接続ピンと基板の接続部を含む半分以上が確認できなかった。 ○40W形LEDランプの電源基板の接続ピンは、当該製品の接続ソケットに4本とも残っていたが、そのうちの2本は、基板との接続部に溶融が認められた。 ○内側に取付けられた32W形LEDランプは、樹脂製外郭の一部が焼損していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、取付けられていたLEDランプの電源基板上で異常発熱が生じて出火し、延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	(A202500480と同一事故)
75	A202500278 令和7年6月22日(愛知県) 令和7年7月3日	エアコン(室外機)	(火災) 発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は運転停止中であった。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂製部品が焼失しており、熱交換器のアルミ製の放熱フィンが溶融し、冷媒管は破断して脱落していた。 ○制御基板は、一部が破損して脱落していたが、残存する電気部品及び銅箔パターンに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○端子台は、焼損していたが原形をとどめており、接続端子に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機、ファンモーター等、その他の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
76	A202500345 令和7年5月24日(静岡県) 令和7年7月17日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 当該製品をバイクのサイドボックスに入れて走行中、発煙に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、樹脂製外郭の側面背面側の下部が焼損して、内蔵バッテリーのリチウムポリマー電池セルの一部が露出していた。 ○バッテリーは、外郭が焼損した側面側にある電池セルの一部に焼損が認められたが、外装フィルムは残存していた。 ○電池セルは、内部電極体に荒れや欠損等の焼損した痕跡は認められなかった。 ○バッテリーの充電制御基板は、電池セルを個別に電圧検知するための配線がつながり、焼損はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○本体の制御基板、表示基板等のその他の電気部品に焼損はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品が入れられていた樹脂製サイドボックスは、底面がバイクのマフラー出口部分と距離が近かった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、当該製品を入れたサイドボックスがバイクのマフラーと距離が近かったため、排気熱で焼損した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
77	A202500367 令和7年6月24日(大阪府) 令和7年7月23日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、USB接続端子部周辺から表示画面部の表面にかけて焼損していた。 ○当該製品のUSB接続端子部、内部のバッテリー部、基板、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、USBケーブルを介して他社製のUSB充電器に接続されていたが、USBケーブルの電線部は確認できなかった。 ○当該製品に接続していたUSBケーブルのコネクター端子は焼損し、内部に溶融した樹脂が認められたが、溶融痕等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	